

# 第3回嬉野市議会定例会議案

令和6年8月29日提出

嬉 野 市

報告 番号	提出年月日	報 告 名	頁
10	令和6年8月29日	令和5年度嬉野市一般会計継続費精算報告について	別冊
11	〃	令和5年度嬉野市健全化判断比率の報告について	〃
12	〃	令和5年度嬉野市資金不足比率の報告について	〃
13	〃	議決事件に該当しない契約の報告について	〃

議案 番号	提出年月日	議 案 名	頁
49	令和6年8月29日	専決処分（第8号）の承認を求めることについて	別冊
50	〃	嬉野市下水道使用料の徴収の変更に伴う関係条例の整理に関する条例について	1
51	〃	嬉野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について	7
52	〃	嬉野市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	12
53	〃	嬉野市うれしの茶交流館条例の一部を改正する条例について	14
54	〃	嬉野市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について	17
55	〃	令和6年度 嬉野市一般会計補正予算（第3号）	別冊
56	〃	令和6年度嬉野市下水道事業会計補正予算（第2号）	〃
57	〃	令和5年度嬉野市一般会計歳入歳出決算認定について	〃
58	〃	令和5年度嬉野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	〃
59	〃	令和5年度嬉野市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	〃
60	〃	令和5年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業費特別会計決算認定について	〃
61	〃	令和5年度嬉野市下水道事業会計決算の認定及び利益剰余金の処分について	〃
62	〃	売買契約の締結について	20

諮問 番号	提出年月日	諮 問 名	頁
2	令和6年8月29日	人権擁護委員候補者の推薦について	21

令和5年度嬉野市一般会計継続費精算報告書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定により報告する。

令和6年8月29日提出

嬉野市長 村上 大祐

令和5年度嬉野市一般会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				実 績				比 較							
				年割額	左 の 財 源 内 訳			支出額	左 の 財 源 内 訳			年割額と 支出額の 差	左 の 財 源 内 訳			一般財源			
					特 定 財 源				特 定 財 源				特 定 財 源						
					国県支出金	地方債	その 他		国県支出金	地方債	その 他		国県支出金	地方債	その 他				
2 総務費	1 総務管理費	旧市体育館等解体	令和4	円 64,304,000	円	円	円	円 64,304,000	円 57,700,000	円	円	円	円 57,700,000	円 6,604,000	円	円	円	円 6,604,000	
			5	97,490,000				97,490,000	102,166,300				102,166,300	△ 4,676,300				△ 4,676,300	
			計	161,794,000				161,794,000	159,866,300				159,866,300	1,927,700				1,927,700	
2 総務費	1 総務管理費	庁舎整備関連事業 (令和4年度設定分)	令和4	円 16,549,000	円	円	円	円 16,549,000	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円 △ 49,000	円 49,000
			5	8,938,000				8,500,000	438,000	7,046,000				6,800,000	246,000	1,892,000		1,700,000	192,000
			計	25,487,000				25,000,000	487,000	23,595,000				23,349,000	246,000	1,892,000		1,651,000	241,000

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				実 績				比 較						
				年割額	左 の 財 源 内 訳			支出済額	左 の 財 源 内 訳			年割額と 支出済額 の 差	左 の 財 源 内 訳			一般財源		
					特 定 財 源				特 定 財 源				特 定 財 源					
					国県支出金	地方債	そ の 他		国県支出金	地方債	そ の 他		国県支出金	地方債	そ の 他			
2 総務費	1 総務管理費	塩田庁舎等利活用 基本構想策定支援 業務	令和 4	円 1,830,000	円	円	円 1,800,000	円 30,000	円 1,646,370	円	円	円 1,646,000	円 370	円 183,630	円	円	円 183,630	
			5	3,670,000			3,600,000	70,000	3,849,230			3,600,000	249,230	△ 179,230				△ 179,230
			計	5,500,000			5,400,000	100,000	5,495,600			5,246,000	249,600	4,400				4,400
2 総務費	2 徴税費	路線価評価替時点 修正業務	令和 4	円 6,435,000	円	円	円 6,435,000	円 6,435,000	円	円	円	円 6,435,000	円	円	円	円	円	
			5	6,435,000				6,435,000	6,435,000				6,435,000					
			計	12,870,000				12,870,000	12,870,000				12,870,000					
3 民生費	1 社会福祉費	障がい者福祉計画 策定業務	令和 4	円 1,705,000	円	円	円 1,705,000	円 1,705,000	円	円	円	円 1,705,000	円	円	円	円	円	
			5	2,585,000				2,585,000	2,585,000				2,585,000					
			計	4,290,000				4,290,000	4,290,000				4,290,000					

報告第11号

令和5年度嬉野市健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和6年8月29日提出

嬉野市長 村上 大祐

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	8.7	—

※「—」は比率が算定されないことを表している。

報告第12号

令和5年度嬉野市資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和6年8月29日提出

嬉野市長 村上 大祐

会計の名称	資金不足比率(%)	備考
嬉野市下水道事業会計	—	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第17条第1号の規定により事業の規模を算定

※「—」は比率が算定されないことを表している。

議決事件に該当しない契約の報告について

嬉野市議決事件に該当しない契約についての報告に関する条例（平成26年嬉野市条例第41号）第2条の規定により下記のとおり報告する。

令和6年 8月29日 提出

嬉野市長 村上 大祐

記

予定価格130万円以上の工事又は製造の請負契約（第2条第1項関係）

番号	所管課名	契約の名称	履行の場所	契約の金額(円)	契約の方法	契約の相手方の住所及び氏名	契約の締結年月日	契約の期間
1	文化・スポーツ振興課	令和6年度 吉田公民館外壁防水工事	嬉野町大字吉田	2,662,000	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字吉田丁5283-1 松元工務店 代表 松元 正行	令和6年7月1日	令和6年7月1日 ～ 令和6年8月30日
2	建設課	6補第1号 市道野畑大定寺線他路線区画線設置維持補修工事	嬉野町大字下宿地内	2,838,000	指名競争入札	小城市小城町池上1844-1 ロードライン(株) 代表取締役 藤原 周太郎	令和6年5月29日	令和6年5月29日 ～ 令和6年7月31日
3	建設課	5線改第1号 市道兎鹿野線道路改良工事	嬉野町大字下野地内	11,440,000	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字下宿乙969-1 中野建設(株) 代表取締役 中野 淳一	令和6年6月17日	令和6年6月17日 ～ 令和6年9月30日
4	新幹線・まちづくり課	令和6年度 みゆき野球場周辺法面保護工事	嬉野町大字下宿地内	9,460,000	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字吉田丁3649-18 (有)杉原建設 代表取締役 杉原 康一	令和6年7月11日	令和6年7月11日 ～ 令和6年9月30日
5	農林整備課	令和6年度 (R5線) 大牟田排水機場法面維持工事	塩田町大字真崎	2,486,000	指名競争入札	嬉野市塩田町大字谷所甲4435 小森建設 小森 隆昭	令和6年6月19日	令和6年6月19日 ～ 令和6年8月30日
6	農林整備課	令和3年災 209-39中島浩農地外災害復旧 附帯工事	嬉野町大字下野	3,300,000	随意契約	嬉野市嬉野町大字吉田丁3649-18 (有)杉原建設 代表取締役 杉原 康一	令和6年5月17日	令和6年5月17日 ～ 令和6年9月30日

予定価格130万円以上の工事又は製造の請負契約（第2条第1項関係）

番号 令和6年 第3回 定例会	所管課名	契約の名称	履行 の 場所	契約の金額 (円)	契約 の 方法	契約の相手方の 住所及び氏名	契約の締結 年月日	契約の期間
7	農林整備課	令和6年度（R5線）林道上不動線災害復旧 附帯工事	嬉野町大字 不動山	1,419,000	随意契約	嬉野市嬉野町大字下野甲4065-1 (株)小川組 代表取締役 小川 辰弘	令和6年6月24日	令和6年6月24日 ～ 令和6年7月31日
8	環境下水道課	令和6年度 川端マンホールNo.1ポンプ改修 工事	嬉野市嬉野 町大字下宿 地内	1,430,000	随意契約	佐賀市唐人2-5-8 (株)西島製作所 佐賀支店 支店長 矢倉 俊宏	令和6年5月15日	令和6年5月15日 ～ 令和6年10月29日
9	環境下水道課	令和6年度 嬉野浄化センター造成工事	嬉野市嬉野 町大字下宿 地内	4,862,000	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字下野丙1746 (株)神近建設 代表取締役 神近 利久	令和6年5月27日	令和6年5月27日 ～ 令和6年10月25日
10	環境下水道課	令和6年度 嬉野市営浄化槽事業 R6-019号 浄化槽設置工事	嬉野市嬉野 町大字岩屋 川内地内	2,035,000	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字下宿乙546 (有)山中 代表取締役 山中 岩男	令和6年6月13日	令和6年6月13日 ～ 令和6年8月9日
11	環境下水道課	令和6年度 嬉野市営浄化槽事業 R6-023号 浄化槽設置工事	嬉野市嬉野 町大字下野 地内	1,507,000	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字下宿丁414-1 中島設備 中島 正浩	令和6年6月27日	令和6年6月27日 ～ 令和6年8月23日
12	環境下水道課	令和6年度 嬉野市営浄化槽事業 R6-024号 浄化槽設置工事	嬉野市嬉野 町大字下宿 地内	1,496,000	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字下宿丁414-1 中島設備 中島 正浩	令和6年6月27日	令和6年6月27日 ～ 令和6年8月23日
13	環境下水道課	令和6年度 嬉野市営浄化槽事業 R6-029号 浄化槽設置工事	嬉野市嬉野 町大字下野 地内	2,024,000	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字下宿丁414-1 中島設備 中島 正浩	令和6年7月25日	令和6年7月25日 ～ 令和6年9月30日
14	教育総務課	令和6年度 大野原小中学校グラウンド整備工 事	嬉野町大字 岩屋川内	3,014,000	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字下宿乙1038 古川建設 代表 古川 六	令和6年7月12日	令和6年7月12日 ～ 令和6年8月30日
15	教育総務課	令和6年度 轟小学校体育館床研磨塗装工 事	嬉野町大字 岩屋川内	4,774,000	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字下宿乙1038 古川建設 代表 古川 六	令和6年7月12日	令和6年7月12日 ～ 令和6年8月23日

予定価格130万円以上の工事又は製造の請負契約（第2条第1項関係）

番号	所管課名	契約の名称	履行の場所	契約の金額 (円)	契約の方法	契約の相手方の 住所及び氏名	契約の締結 年月日	契約の期間
令和6年 第3回 定例会								
16	教育総務課	令和6年度 大草野小学校設備コア造成工事	嬉野町大字 下野	2,915,000	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字下宿乙1038 古川建設 代表 古川 六	令和6年7月26日	令和6年7月26日 ～ 令和6年10月31日

- ・ 履行の場所： 庁内の場合は所属の名称、庁外の場合は実施場所
- ・ 契約の金額： 消費税を含む契約総額
- ・ 契約の方法： 一般競争入札、条件付き一般競争入札、指名競争入札、随意契約の別

議案第49号

## 専決処分（第8号）の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年8月29日提出

嬉野市長 村上 大祐

専決処分第8号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和6年度嬉野市の一般会計補正予算（第2号）を次のとおり専決処分する。

令和6年6月24日

嬉野市長 村上 大祐

## 令和6年度 嬉野市一般会計補正予算（第2号）

令和6年度嬉野市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40,132千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21,559,190千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

## 歳入歳出予算補正

第1表 (歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		2,939,262	40,132	2,979,394
	2 国庫補助金	874,509	40,132	914,641
歳入	合計	21,519,058	40,132	21,559,190

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		6,455,730	40,132	6,495,862
	1 社会福祉費	3,272,360	40,132	3,312,492
歳出	合計	21,519,058	40,132	21,559,190

議案第50号

嬉野市下水道使用料の徴収の変更に伴う関係条例の整理に関する条例  
について

嬉野市下水道使用料の徴収の変更に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のよ  
うに制定する。

令和6年8月29日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 使用料の徴収方法を毎月徴収から隔月徴収に変更するため、条例を制定する  
必要がある。

嬉野市下水道使用料の徴収の変更に伴う関係条例の整理に関する条例  
(嬉野市下水道条例の一部改正)

第1条 嬉野市下水道条例(平成18年嬉野市条例第137号)の一部を次のように改正する。

目次中「第3章 公共下水道の使用(第14条—第23条)」を「第3章 公共下水道の使用(第14条—第24条)」に、「第23条の2」を「第25条」に、「第24条—第35条」を「第26条—第37条」に、「第36条・第37条」を「第38条・第39条」に改める。

第3条中第15号を削り、第16号を第15号とする。

第21条第2項中「、毎使用月、その使用月における公共下水道の使用について」を削り、「口座振替によって徴収する」を「口座振替により、2か月分を1期分として隔月徴収する」に改め、同条第3項中「毎使用月の終日」を「各期の末日」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、佐賀西部広域水道企業団に委託して使用料を徴収するときは、佐賀西部広域水道企業団水道事業給水条例(令和元年佐賀西部広域水道企業団条例第7号。以下「企業団条例」という。)の規定に基づく料金の徴収による。

第22条第1項中「毎使用月において」を削り、同項の表中「基本使用料」の次に「(1か月につき)」を加え、同条第2項第1号中「水道の使用水量」を「企業団条例に規定する計量又は認定をした水量」に改め、同項第3号中「毎使用月、その使用月に」を削り、「その使用月の」を「各期の」に、「7日」を「15日」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 第1項の額は、隔月で、管理者が別に定める定例日現在の排除した汚水量をもって、その日の属する月分及びその前月分の2か月分を1期分として算定する。この場合の汚水量は、各月均等とみなす。

第37条を第39条とする。

第36条第7号中「第23条」を「第24条」に改め、同条第8号中「第24条」を「第26条」に改め、同条第9号中「第30条第2項」を「第32条第2項」に改め、同条第10号中「第25条第1項」を「第27条第1項」に、「第23条」を「第24条」に改め、同条を第38条とする。

第4章中第35条を第37条とし、第31条から第34条までを2条ずつ繰り下げる。

第30条第1項中「第28条」を「第30条」に改め、同条第2項中「第27条第1項」を「第29条第1項」に改め、同条を第32条とする。

第29条中「第27条第1項」を「第29条第1項」に改め、同条を第31条とし、第24条から第28条までを2条ずつ繰り下げる。

第3章の2中第23条の2を第25条とする。

第3章中第23条を第24条とし、第22条の次に次の1条を加える。

(特別な場合における使用料の算定)

第23条 期中の途中において公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているものの使用を再開したときの使用料は、使用日数が30日までのものは第21条第2項の規定にかかわらずこれを1か月分として算定し、30日を超えるものについては、これを2か月分として算定し、同項の規定を適用する。

(嬉野市農業集落排水処理施設条例の一部改正)

第2条 嬉野市農業集落排水処理施設条例(平成18年嬉野市条例第138号)の一部を次のように改正する。

第17条を削る。

第18条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「毎使用月」を「各期」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、佐賀西部広域水道企業団に委託して使用料を徴収するときは、佐賀西部広域水道企業団水道事業給水条例(令和元年佐賀西部広域水道企業団条例第7号。以下「企業団条例」という。)の規定に基づく料金の徴収による。

第18条第2項を同条第3項とし、同条第1項中「、毎月」を削り、「よって徴収する」を「より、2か月分を1期分として隔月徴収する」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

管理者は、処理施設の使用について、使用者から使用料を徴収する。

第18条を第17条とする。

第30条を第31条とし、第24条から第29条までを1条ずつ繰り下げる。

第23条第2号中「第17条」を「第18条」に改め、同条を第24条とする。

第22条を第23条とし、第19条から第21条までを1条ずつ繰り下げ、第17条の次に次の2条を加える。

(使用料の額及び算定方法)

第18条 使用料の額は、使用者が排除した汚水の量に応じ、別表第3に定めるところにより算定した額に、消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額（1円未満の端数は切り捨てる。）とする。

2 使用者が排除した汚水の量の算定は、次に定めるところによる。

(1) 水道水を使用した場合は、企業団条例に規定する計量又は認定をした水量とする。ただし、2以上の使用者が給水装置を共同で使用している場合において、それぞれの使用者の使用水量を確知することができないときは、それぞれの使用者の使用の態様を勘案して管理者が認定する。

(2) 井戸水等水道水以外の水を使用した場合は、その使用水量を水道の使用水量に加算するものとし、当該使用水量は使用者の態様を勘案して管理者が認定する。

(3) 製氷業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量と処理施設に排除する汚水の量が著しく異なるものを営む使用者は、処理施設に排除した汚水の量及びその算出の根拠を記載した申告書を、各期の末日から起算して15日以内に管理者に提出しなければならない。この場合においては、前2号の規定にかかわらず、管理者はその申告書の記載を勘案してその使用者の排除した汚水の量を認定するものとする。

3 第1項の額は、隔月で、管理者が別に定める定例日現在の排除した汚水量をもって、その日の属する月分及びその前月分の2か月分を1期分として算定する。この場合の汚水量は、各月均等とみなす。

(特別な場合における使用料の算定)

第19条 期中の途中において処理施設の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているものの使用を再開したときの使用料は、使用日数が30日までのものは第17条第2項の規定にかかわらずこれを1か月分として算定し、30日を超えるものについては、これを2か月分として算定し、同項の規定を適用する。

別表第3中「第17条」を「第18条」に改め、「基本使用料」の次に「（1か月につき）」を加える。

別表第4中「第21条」を「第22条」に改める。

(嬉野市営浄化槽条例の一部改正)

第3条 嬉野市営浄化槽条例(平成26年嬉野市条例第31号)の一部を次のように改正する。

目次中「第24条」を「第25条」に、「第5章 既存浄化槽の帰属(第25条)」を「第5章 既存浄化槽の帰属(第26条)」に、「第26条—第30条」を「第27条—第31条」に、「第31条—第33条」を「第32条—第34条」に改める。

第18条第2項中「、毎使用月、その使用月における市営浄化槽の使用について」を削り、「の方法により徴収する」を「により、2か月分を1期分として隔月徴収する」に改め、同条第3項中「毎使用月」を「各期」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、佐賀西部広域水道企業団に委託して使用料を徴収するときは、佐賀西部広域水道企業団水道事業給水条例(令和元年佐賀西部広域水道企業団条例第7号。以下「企業団条例」という。)の規定に基づく料金の徴収による。

第19条第1項中「毎使用月において」を削り、同項の表中「基本使用料」の次に「(1か月につき)」を加え、同条第2項第1号中「水道の使用水量」を「企業団条例に規定する計量又は認定をした水量」に改め、同項第4号中「、毎使用月」及び「その使用月に」を削り、「その使用月の」を「各期の」に、「7日」を「15日」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 第1項の額は、隔月で、管理者が別に定める定例日現在の排除した汚水量をもって、その日の属する月分及びその前月分の2か月分を1期分として算定する。この場合の汚水量は、各月均等とみなす。

第33条を第34条とし、第32条を第33条とする。

第31条第6号及び第7号中「第27条」を「第28条」に改め、同条を第32条とする。

第6章中第30条を第31条とし、第26条から第29条までを1条ずつ繰り下げる。

第5章中第25条を第26条とする。

第4章中第24条を第25条とし、第20条から第23条までを1条ずつ繰り下げ、第19条の次に次の1条を加える。

(特別な場合における使用料の算定)

第20条 期中途において市営浄化槽の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているものの使用を再開したときの使用料は、使用日数が30日までのものは第18条第2項の規定にかかわらずこれを1か月分として算定し、30日を超えるものについては、これを2か月分として算定し、同項の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の嬉野市下水道条例、嬉野市農業集落排水処理施設条例及び嬉野市営浄化槽条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の検針に係る使用料の徴収に適用し、施行日前の検針に係る使用料の徴収については、なお従前の例による。

議案第 5 1 号

嬉野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

嬉野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年嬉野市条例第 3 2 号）の一部を別紙のように改正する。

令和 6 年 8 月 2 9 日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

嬉野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年嬉野市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

- (5) 特定個人番号利用事務 番号法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。
- (6) 利用特定個人情報 番号法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第4条第1項中「番号法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「番号法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

別表第2中「

1 市長	嬉野市子育て支援医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民基本台帳法（昭和42年法律81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は

		保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		嬉野市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する情報（以下「ひとり親家庭等医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		嬉野市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報（以下「重度心身障害者医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの

」を「

1 市長	嬉野市子育て支援医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民基本台帳法（昭和42年法律81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額

又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの

健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）  
又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの

生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの

生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの

嬉野市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する情報（以下「ひとり親家庭等医療費助成関係情報」という。）であって

	<p>規則で定めるもの</p> <p>嬉野市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報（以下「重度心身障害者医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------

」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、令和6年12月2日から施行する。
- 2 この条例による改正後の嬉野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第2条及び第4条の規定は、令和6年5月27日から適用する。

議案第 5 2 号

嬉野市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

嬉野市国民健康保険条例（平成 1 8 年嬉野市条例第 1 0 5 号）の一部を別紙のよ  
うに改正する。

令和 6 年 8 月 2 9 日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）の一部改正に伴い、条例の一  
部を改正する必要がある。

## 嬉野市国民健康保険条例の一部を改正する条例

嬉野市国民健康保険条例（平成18年嬉野市条例第105号）の一部を次のように改正する。

第12条中「同条第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第53号

嬉野市うれしの茶交流館条例の一部を改正する条例について

嬉野市うれしの茶交流館条例（平成29年嬉野市条例第23号）の一部を別紙のように改正する。

令和6年8月29日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 嬉野市うれしの茶交流館について利用料金等を変更するため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市うれしの茶交流館条例の一部を改正する条例

嬉野市うれしの茶交流館条例（平成29年嬉野市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第12条に次の1項を加える。

2 市長は、次条の規定により交流館の管理を地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる場合は、前項に規定する販売手数料を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

第13条第1項中「地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）」を「指定管理者」に改める。

第16条に次の1項を加える。

3 市長は、利用料金を指定管理者の収入として收受させることができる。

別表を次のように改める。

別表（第10条、第16条関係）

体験料	区分	個人	団体	備考
	お茶の淹れ方教室	1,000円/人	700円/人	団体は20人以上の場合
	うれしの温泉茶染め体験	1,500円/人	1,000円/人	
	茶摘み体験	1,000円/人	700円/人	
	釜炒り体験	1,500円/人	1,000円/人	
	茶摘み・釜炒り体験	2,400円/人	1,600円/人	
施設使用料	区分			使用料
	体験室（電源込）			330円/時間
	研修室（電源込）			330円/時間
	喫茶ルーム	全体使用（開館時間内）		1,650円/時間
全体使用（開館時間外）		2,750円/時間		

		電源利用（持込機器1台当たり）	110円／日
		冷暖房使用料（体験室・研修室）	110円／時間
	交流館前広場	一括使用（500m <sup>2</sup> ごと）	5,500円／日
		店舗として使用	1,650円／店舗

#### 備考

- 1 この表に定める使用料には、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づく消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく地方消費税の額を含む。
- 2 使用料の算定に当たって、1時間に満たない場合の利用時間は、1時間とする。
- 3 「一括使用」とは、うれしの茶交流館駐車場を除く広場（最大2,000m<sup>2</sup>）を使用する場合をいう。連続して使用することができる日数は最長3日までとし、その場合の使用料は1日分の使用料の150%を上限とする。使用面積が500m<sup>2</sup>以下の場合も、使用料は500m<sup>2</sup>分とする。
- 4 「店舗として使用」とは、おおむね10m<sup>2</sup>以下で店舗として使用する場合をいう。
- 5 この表により算定した使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、この端数を切り上げる。

#### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第54号

嬉野市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について

嬉野市の特定の事務を取り扱わせる郵便局を別紙のとおり指定したいので、議会の議決を求める。

令和6年8月29日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 別紙のとおり嬉野市の特定の事務を取り扱わせる郵便局に指定したいので、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号）第3条第3項の規定により、議会の議決が必要である。

## 嬉野市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり嬉野市の特定の事務を取り扱わせる郵便局を指定する。

### 1 指定する郵便局の名称及び所在地

名 称 吉田郵便局

所在地 佐賀県嬉野市嬉野町大字吉田丁4644番地3

### 2 指定する郵便局において取り扱う事務

- (1) 法第2条第1号に規定する戸籍謄本等及び除籍謄本等の交付（当該戸籍又は当該除籍に記載され、又は記録されている者に対するものに限る。）の請求の受付並びに当該請求に係る戸籍謄本等及び除籍謄本等の引渡しに関する事務
- (2) 法第2条第2号に規定する納税証明書の交付（当該納税証明書に記載されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び当該請求に係る納税証明書の引渡しに関する事務
- (3) 法第2条第3号に規定する住民票の写し等及び除票の写し等の交付の請求の受付並びに当該請求に係る住民票の写し等及び除票の写し等の引渡しに関する事務
- (4) 法第2条第4号に規定する戸籍の附票の写し及び戸籍の附票の除票の写しの交付（当該戸籍の附票に記載され、又は当該戸籍の附票の除票に記載されている者に対するものに限る。）の請求の受付並びに当該請求に係る戸籍の附票の写し及び戸籍の附票の除票の写しの引渡しに関する事務
- (5) 法第2条第6号に規定する署名用電子証明書の発行の申請の受付、署名利用者確認のための書類の受付及び当該申請に係る署名用電子証明書を記録した電磁的記録媒体の引渡し並びに署名用電子証明書の失効を求める旨の申請の受付及び署名利用者確認のための書類の受付に関する事務
- (6) 法第2条第7号に規定する利用者証明用電子証明書の発行の申請の受付、利用者証明利用者確認のための書類の受付及び当該申請に係る利用者証明用電子証明書を記録した電磁的記録媒体の引渡し並びに利用者証明用電子証明書の失

効を求める旨の申請の受付及び利用者証明利用者確認のための書類の受付に関する事務

- (7) 法第2条第10号に規定する印鑑登録証明書の交付（当該印鑑登録証明書に記載されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び当該請求に係る印鑑登録証明書の引渡しに関する事務

### 3 取扱期間

- (1) 前項の指定する郵便局において取り扱う事務のうち、第1号から第4号まで及び第7号の取扱期間は、令和7年1月20日から令和8年3月31日までとする。また、第5号及び第6号の取扱期間は、令和7年9月1日から令和8年3月31日までとする。
- (2) 前号のいずれの取扱期間について、期間満了の3か月前までに、嬉野市及び日本郵便株式会社のいずれもが書面により事務の取扱いを廃止する旨の意思表示をしないときは、当該期間を1年間延長することとし、以後も同様とする。

議案第55号

令和6年度 嬉野市一般会計補正予算（第3号）

令和6年度嬉野市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ287,572千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21,846,762千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和6年8月29日提出

嬉野市長 村上 大祐

## 歳入歳出予算補正

第1表(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計	
2 地方譲与税		114,700	3,217	117,917	
	3 森林環境譲与税	25,700	3,217	28,917	
10 地方特例交付金		117,760	3,201	120,961	
	1 地方特例交付金	117,760	3,201	120,961	
11 地方交付税		4,600,000	74,240	4,674,240	
	1 地方交付税	4,600,000	74,240	4,674,240	
15 国庫支出金		2,979,394	58,682	3,038,076	
	1 国庫負担金	2,057,574	△13,072	2,044,502	
	2 国庫補助金	914,641	71,754	986,395	
16 県支出金		1,583,989	1,000	1,584,989	
	2 県補助金	692,494	995	693,489	
	3 委託金	46,185	5	46,190	
19 繰入金		3,336,379	△26,911	3,309,468	
	2 基金繰入金	3,319,912	△26,911	3,293,001	
21 諸収入		405,695	1,177	406,872	
	5 雑入	178,917	1,177	180,094	
22 市債		1,850,100	172,966	2,023,066	
	1 市債	1,850,100	172,966	2,023,066	
歳	人	合	計		
			21,559,190	287,572	21,846,762

## (歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		150,690	△880	149,810
	1 議会費	150,690	△880	149,810
2 総務費		7,453,611	47,459	7,501,070
	1 総務管理費	7,173,711	43,095	7,216,806
	2 徴税費	155,730	2,141	157,871
	3 戸籍住民基本台帳費	87,175	2,223	89,398
3 民生費		6,495,862	40,935	6,536,797
	1 社会福祉費	3,312,492	27,746	3,340,238
	2 児童福祉費	2,623,175	10,795	2,633,970
	3 生活保護費	560,095	2,394	562,489
4 衛生費		1,341,511	1,326	1,342,837
	1 保健衛生費	431,170	1,326	432,496
6 農林水産業費		832,979	39,407	872,386
	1 農業費	720,454	36,080	756,534
	2 林業費	112,315	3,327	115,642
7 商工費		451,128	60,493	511,621
	1 商工費	451,128	60,493	511,621
8 土木費		1,282,653	27,300	1,309,953
	1 土木管理費	48,142	△360	47,782
	2 道路橋りょう費	342,505	28,890	371,395
	4 都市計画費	834,734	△1,760	832,974
	6 新幹線費	28,073	530	28,603
9 消防費		537,281	110	537,391
	1 消防費	537,281	110	537,391

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10	教育費	1,571,842	14,022	1,585,864
	1 教育総務費	246,113	△73	246,040
	4 社会教育費	352,103	13,235	365,338
	5 保健体育費	547,021	860	547,881
11	災害復旧費	159,290	57,400	216,690
	1 農林水産施設災害復旧費	13,985	36,400	50,385
	2 公共土木施設災害復旧費	145,305	21,000	166,305
歳	出	合	計	
		21,559,190	287,572	21,846,762

第 2 表 継続費補正

(変更)

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	庁舎整備関連事業(令和6年度設定分)	4,138,241	令和6年度	1,956,313	4,234,421	令和6年度	2,003,293
				令和7年度	2,181,928		令和7年度	1,392,820
							令和8年度	838,308
3 民生費	2 児童福祉費	放課後児童クラブ整備事業(子ども・子育て支援整備事業)	51,106	令和6年度	15,570	51,106	令和6年度	27,170
				令和7年度	35,536		令和7年度	23,936
11 災害復旧費	2 公共上木施設災害復旧費	市道永尾線地すべり災害復旧事業	400,000	令和4年度	1,000	420,000	令和4年度	1,000
				令和5年度	273,000		令和5年度	273,000
				令和6年度	126,000		令和6年度	146,000

## 第 3 表 債務負担行為補正

(追加)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
証明書交付等委託事業	令和7年度	予算で定める額
生活支援体制整備事業	令和7年度から令和9年度まで	各年度の予算で定める額

## 第 4 表 地方債補正

(追加)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
嬉野庁舎第2庁舎解体事業	千円 40,900	普通貸借又は 証券発行	3.0%以内  (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えることができる。
市道新設改良事業	72,000	〃	〃	〃
過年農地・施設災害復旧事業	19,800	〃	〃	〃

(変更)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
学校施設バリアフリー化 改修事業	千円 21,200	普通貸借又は 証券発行	3.0%以内  (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えることができる。	千円 28,300	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ
市道永尾線地すべり 災害復旧事業	33,300	〃	〃	〃	27,300	〃	〃	〃
合併特例事業	1,388,200	〃	〃	〃	1,423,900	〃	〃	〃
臨時財政対策債	17,000	〃	〃	〃	20,466	〃	〃	〃

## 令和6年度 嬉野市下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和6年度嬉野市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和6年度嬉野市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量の一部を次のとおり補正する。

	（既決予定額） 千円	（補正予定額） 千円	（計） 千円
（4）主要な建設改良事業			
（イ）農業集落排水機器更新 設計及び工事	8,408	4,000	12,408

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

		収 入		
（科 目）		（既決予定額） 千円	（補正予定額） 千円	（計） 千円
第1款	下水道事業収益	817,082	364	817,446
第2項	営業外収益	617,509	364	617,873

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条本文括弧書を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額148,864千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額6,183千円、過年度分損益勘定留保資金63,623千円、当年度分損益勘定留保資金79,058千円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

		収 入		
（科 目）		（既決予定額） 千円	（補正予定額） 千円	（計） 千円
第1款	資本的収入	409,707	4,200	413,907
第1項	企業債	317,500	4,200	321,700

		支 出		
（科 目）		（既決予定額） 千円	（補正予定額） 千円	（計） 千円
第1款	資本的支出	558,771	4,000	562,771
第1項	建設改良費	161,822	4,000	165,822

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。

補正前

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	97,400千円	普通貸借又は証券発行	3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、企業財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

補正後

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	101,600千円	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ

令和6年8月29日提出

嬉野市長 村上 大祐



**令和 6年度 嬉野市下水道事業会計予算実施計画変更**  
 資本的收入及び支出  
 収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的收入			(千円) 409,707	(千円) 4,200	(千円) 413,907	
	1 企業債		317,500	4,200	321,700	
		1 建設改良債		100,700	4,200	104,900

# 令和 6 年度 嬉野市下水道事業会計予算実施計画変更

## 資本的收入及び支出 支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的支出			(千円) 558,771	(千円) 4,000	(千円) 562,771	
	1 建設改良費		161,822	4,000	165,822	
		1 管路建設改良費		34,923	4,000	38,923

# 令和6年度 嬉野市下水道事業会計予定キャッシュフロー計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

下水道事業会計 間接法 (単位 円)

I 業務活動によるキャッシュフロー	
当年度純利益	1,710,938
減価償却費	383,762,000
固定資産除却費	13,561,000
賞与引当金の増加額 (△は減少)	174,295
法定福利費引当金の増加額 (△は減少)	△ 50,252
貸倒引当金の増加額 (△は減少)	△ 940,000
長期前受金戻入額	△ 216,687,000
受取利息及び配当金	△ 1,000
支払利息及び企業債取扱費	78,254,000
営業及び営業外未収金増減額 (△は増加)	5,495,870
営業及び営業外未払金増減額 (△は減少)	25,259,704
小計	290,539,555
受取利息及び配当金	1,000
支払利息及び企業債取扱諸費	△ 78,254,000
業務活動によるキャッシュフロー①	212,286,555
II 投資活動によるキャッシュフロー	
固定資産取得・建設改良事業等実施額	△ 152,613,188
他会計補助金による収入	39,216,000
国庫補助金による収入	29,678,547
工事負担金による収入	14,930,000
投資活動によるキャッシュフロー②	△ 68,788,641
III 財務活動によるキャッシュフロー	
企業債による収入	321,700,000
企業債の償還による支出	△ 396,947,792
財務活動によるキャッシュフロー③	△ 75,247,792
IV 現金預金の増加額④=①+②+③	68,250,122
V 現金預金の期首残高	129,176,657
VI 現金預金の期末残高	197,426,779

別 冊

第 3 回 嬉 野 市 議 会 定 例 会  
( 決 算 認 定 議 案 )

嬉 野 市

議案第 57 号

令和 5 年度嬉野市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度嬉野市一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 8 月 29 日提出

嬉野市長 村上 大祐

議案第58号

令和5年度嬉野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度嬉野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年8月29日提出

嬉野市長 村上 大祐

議案第59号

令和5年度嬉野市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度嬉野市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年8月29日提出

嬉野市長 村上 大祐

議案第60号

令和5年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業  
費特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業費特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年8月29日提出

嬉野市長 村上 大祐

議案第 6 1 号

令和 5 年度嬉野市下水道事業会計決算の認定及び利益剰余金の処分に  
ついて

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 5 年度嬉野市下水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するとともに、同法第 3 2 条第 2 項の規定により、令和 5 年度嬉野市下水道事業会計利益剰余金の処分について、議会の議決を求める。

令和 6 年 8 月 2 9 日提出

嬉野市長 村上 大祐

議案第 6 2 号

売買契約の締結について

嬉野学校給食センター食器洗浄機購入について、下記のとおり契約を締結したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 嬉野学校給食センター食器洗浄機購入
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 26,345,000円
- 4 契約の相手方  
所在地 福岡県福岡市博多区博多駅南5丁目9番24号  
氏名 株式会社中西製作所 九州支店  
支店長 小谷 雅人

令和6年8月29日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び嬉野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年嬉野市条例第48号）第3条の規定により、議会の議決が必要である。

諮問第2号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記

住 所 佐賀県嬉野市塩田町大字久間乙1506番地2

氏 名 高井 仁司

昭和35年10月21日生

令和6年8月29日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める必要がある。